

別紙3

スマート農業総合推進対策事業（データ駆動型土づくり推進） 審査基準

本事業の補助金交付候補者選定に係る審査基準について、審査項目（採点基準）及びポイントは以下のとおりとする。これに基づき申請ごとに採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から予算額の範囲内で補助金交付候補者を決定する。

審査の項目・審査基準	ポイント
【事業実施計画及び内容の妥当性・効率性】	
① 事業実施計画の内容が、事業の目的に沿い、具体的かつ妥当なものとなっている。 a 事業の目的に沿い、具体的かつ妥当なものとなっている。 b 事業の目的に沿っているが、具体的かつ妥当なものとなっていない。 c 事業の目的に沿っていない。	a 5ポイント b 3ポイント c 0ポイント
② 事業実施計画全体のスケジュールは、無理がなく、実現性があるか。 a スケジュールに無理がなく、実現性がある。 b スケジュールに一部懸念を感じるが、実現性がある。 c スケジュールに無理があり、実現可能なレベルとは言えない。	a 5ポイント b 3ポイント c 0ポイント
③ 実装地区数または解析点数 【土壌診断データベース構築】 a 実施点数が成果目標を上回っており、土壌診断及び処方箋の様式、データベースの概要が適切である。 b 実施点数は成果目標を上回っているが、土壌診断及び処方箋様式、データベースの概要に改善が必要である。 c 実施点数が成果目標を下回っており、土壌診断及び処方箋様式、データベースの概要に改善が必要である。 【土づくりイノベーションの実装加速化】 a 広域的かつ簡便な土壌評価手法の地区数4地区以上、又は生物性評価500点以上 b 広域的かつ簡便な土壌評価手法の地区数3地区、又は生物性評価300点以上500点未満 c 広域的かつ簡便な土壌評価手法の地区数2地区以下、又は生物性評価299点以下	a 10ポイント b 5ポイント c 不採択
④ 調査・解析方法の妥当性 【土壌診断データベースの構築】 a 調査・解析方法が本事業の目的及び要件に適しており、将来的なデータベースの活用のための生産現場の実態等に合わせた検討が行われている。 b 調査・解析方法が本事業の目的及び要件に適しているものの、将来的なデータベース活用に向けた検討がなされていない。 c 調査・解析方法が本事業の目的及び要件に適していないため、改善が必要。 【土づくりイノベーションの実装加速化】 a ドローンとセンサーをともに用いており、取得するデータの関連性が明確である、又は、生物性評価として取得する微生物の特性と作物の生育等の関係が明確である。 b ドローンとセンサーをともに用いているが、取得するデータの関連性が明確ではない、又は生物性評価として取得する微生物の特性と作物の生育等の関係が不明確である。 c ドローン又はセンサーのどちらか一方しか用いない、又は生物性評価として取得する微生物の特性と作物の生育等の関係がない。	a 10ポイント b 5ポイント c 0ポイント
⑤ 調査・解析方法のこれまでの実績 【土壌診断データベースの構築】 a これまでの土壌診断及びデータベース構築の実績がある。 b これまで土壌診断の実績がある。 c 実績なし。 【土づくりイノベーションの実装加速化】 a 技術そのものは確立されており、生産現場での適用実績が十分である。 b 技術そのものは確立していないが、生産現場での適用実績が十分である。 c 技術が確立しておらず、生産現場での適用実績がほとんどない。	a 5ポイント b 3ポイント c 0ポイント
⑥ 土壌診断結果との比較検証、経済性等の評価方法の妥当性 a 事業の目的に沿って、具体的かつ妥当なものとなっている。 b 事業の目的に沿っているが、具体的かつ妥当なものとなっていない。 c 事業の目的に沿っていない。	a 5ポイント b 3ポイント c 0ポイント
【事業実施主体の適格性】	
① 事業を行う上で適切な事業実施体制となっているか。 a 十分に適切な事業実施体制となっている。 b 事業実施体制は整っているが、十分とは言えない。 c 事業実施体制が整っておらず、事業の遂行に支障を及ぼす。	a 5ポイント b 3ポイント c 不採択
② 事業を行う上で適切な経理処理能力を有しているか。 a 有している。 b 有していない。	a 5ポイント b 不採択
【交付決定取消の原因となる行為】	
過去3カ年に交付決定取消となる行為はないか。 (農林水産省大臣官房予算課が別に作成する資料等により、事実関係の有無を確認) a なかった。 b あった。	a 0ポイント b -10ポイント

注1：上記審査基準の不採択の項目に一つでも該当がある場合は、不採択とする。

注2：同点の場合には、満点の項目の多いものを採択するものとする。

注3：前年度事業実施主体となった場合は、公募要領第10の1に基づき、上記の合計点に加えて、前年度の取組状況に応じて上限10ポイントまで加算するものとする。

(満点 計50点)